

住宅用火災警報器を

設置した世帯に補助金を交付します

住宅用火災警報器を設置しましょう！

新築住宅は、平成18年6月からすでに義務化されています。また、既存住宅については、鳥取県内すべての市町村で平成23年6月1日から義務化されます。



大山町では、住宅用火災警報器の設置・普及を推進するために、購入にかかる経費に対し補助金を交付します。補助の内容は次のとおりです。

- ① 補助金は、大山町に住所を有する世帯主で、町内に居住する個人所有の既存住宅に設置する住宅用火災警報器を購入する者を対象とします。
- ② 補助金額は、1世帯につき1回とし、5千円を上限とします。ただし、購入金額が5千円に満たない場合はその全額を補助します。
- ③ 補助金の交付の申請には、次の書類が必要となります。
 - (ア) 領収書の写し
 - (イ) 品質保証書の写し又は
- ④ 補助金は、平成21年1月1日から平成22年2月28日までの間に購入されたものを対象とします。
- ⑤ その他、詳細については大山町住宅用火災警報器設置事業補助金交付要綱に基づきます。

【申請・問い合わせ先】

大山町役場総務課

☎ 0859・54・5201

中山支所

☎ 0858・58・6111

大山支所

☎ 0859・53・3311

住宅用火災警報器とはどんなもの？

住宅における火災の発生を未然に又は早期に感知し、及び警報する警報器・設備であり、次のいずれかを設置することとされています。

- ・住宅用火災警報器↓感知部、警報部等が一体となった単体タイプの警報器で、火災を感じ知した火災警報器だけが警報音又は音声で知らせます。
- ・住宅用自動火災報知設備↓感知器、受信機、中継器等から構成されるシステムタイプの警報設備です。

【種類】

- ・煙式警報器↓煙を感知して、火災の発生を警報音又は音声で知らせるもので、一般的にはこれを設置します。
 - ・熱式警報器↓熱を感知して、火災の発生を警報音又は音声で知らせるもので、日常的に煙や蒸気の多い台所に向いています。
- ※火災とガス漏れを両方検知できる複合タイプもあります。

どうして購入できるの？



購入の際には、この「鑑定マーク」を目安にしてください。日本の法令に適合することを日本消防検定協会が保証するものには「鑑定マーク（NSマーク）」が付いています。

防災設備会社、ホームセンター、電気用品店、警備会社などで購入できます。

悪質な訪問販売等にご注意！

消防署が直接「住宅用火災警報器等」を訪問販売することはありません。

また、特定の業者に商品をあっせんしたり、販売を依頼することはありません。

おかしいと思ったら、はっきり断ってください。

住宅用火災報知器、住宅用消火器等は、クーリング・オフ対象商品です。

契約書を渡された日から8日以内であれば、書面で契約を解除できますので、契約書や領収書などを確実に保存しておいてください。